

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第14回牛豚等疾病小委員会議事録

平成22年6月13日

農林水産省

平成22年6月13日(日)

於・農林水産省 第二特別会議室

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第14回牛豚等疾病小委員会議事録

農林水産省

目 次

1、開 会	
1	
1、あいさつ	1
1、議 題	
(1) 宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について	3
(2) 今後の防疫対応について	21
(3) 疫学調査チーム報告	36
(4) 今後の防疫対応(案)	38
1、閉 会	
48	

開 会

○伏見国内防疫調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第14回牛豚等
疾病小委員会を開催いたします。

あ い さ つ

○伏見国内防疫調整官 それでは、開会に当たりまして、平尾消費・安全局長よりあい
さついたします。

○平尾消費・安全局長 きょうはお休みのところ時間をちょうだいして、どうもありが
とうございます。

前回御議論を賜りまして、ワクチン接種を5月22日から移動制限区域内で打ったところ
でございます。その後、ワクチン接種地域で、引き続き疑似患畜が発生したところで
ございますけれども、今日までのところ288例、約20万弱、19万8000頭だと思えます
けれども、の疑似患畜が発生しているわけでございます。このうちの相当部分は埋却が
終わっているわけでございますが、あと3万頭弱の疑似患畜がまだ残っているという状
況でございます。

一方、ワクチンを接種したところですが、12万5000頭ワクチンを接種しました。その
後、疑似患畜になったところもありまして、7万8000頭が今ワクチン接種の家畜として
残っている状況でございます。そのうち約1万頭弱は既に埋却処分をしております、
実質的には7万ぐらいが今残っている状況でございます。そういう状況で進んでいるわ
けですが、一方、えびの地区は、御案内のように6月4日に清浄化が進んできた状況で
ございます。

その後、きょう御議論していただく課題ですが、都城で6月9日に新たに発生し、さ
らにワクチンを打っていない地区で、日向市、西都市、宮崎市で10日の日に発生したと
いうことでございます。これはいずれも早期摘発、早期処分ということで、その日のう
ちに疑似患畜の殺処分を始めまして、翌日までには一応処分が終わるということで、早

急な対策がとられているわけでございます。そういう状況を踏まえて本日は、今後の防疫対応のあり方も含めて幅広い御議論をいただければと思います。

政府も、御案内のように先週3回、対策本部を開いておりまして、昨日は菅総理が現地に入って直接農家の方々、市町村の方々、あるいは知事とも議論させていただいております。私どもの篠原副大臣が現地本部長で陣頭指揮をとっております。政府挙げてこの問題に取り組んでいるわけでございます。ぜひ今日は御議論をしっかりといただいて、今後の防疫措置の迅速化、あるいは一日も早い清浄化に向けた対応がとれるようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 それでは議事に入りたいと思います。本日の会議は非公開となっておりますので、報道関係者の方は御退室願います。よろしくお願いいたします。

ここからは田原委員長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田原委員長 どうも御苦労さまです。それでは、これから議事に入りたいと思います。時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力をいただきたいと思います。

初めに、事務局より議事次第の説明、委員の出欠状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 本日の議事につきましては、宮崎県における口蹄疫の患畜の確認に係る経緯や検査状況等を報告いたします。その後、今後の防疫対応等を御議論いただきます。具体的には、1番目として宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について、2番目に今後の防疫対応について、3番目に6月7日に2回目の現地検討会に行きましたが、疫学調査チーム報告、4つ目にその他となっております。

本日の会議は非公開となっております。本日の会議が終了後、議事概要を配付しますので御確認をお願いいたします。この議事概要は、いつものとおりホームページに掲載させていただく予定です。

次に、本日は8名の委員の方すべて御出席でございます。また、オブザーバーとして筒井動物衛生研究所疫学研究チーム長に御出席をいただいております。

事務局としては、先ほどごあいさついたしました平尾消安局長、姫田総務課長、川島動物衛生課長、ほかが出席しております。

続きまして、配付資料につきましては、お手元に資料1から4、それに参考資料ということで参考1から参考6までつけております。資料については委員限りとさせていただきますので、取り扱いには御注意を願います。落丁等ございましたらお知らせいただ

きたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

議 題

(1) 宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について

○田原委員長 それでは、議題1の「宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○山本補佐 防疫業務班の[]でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず、資料に基づいて現在の発生状況について御説明させていただきたいと思ひます。現在のところ、288例発生があるわけですが、それぞれの防疫措置、いわゆる殺処分、埋却等の進捗状況について図にしたものが資料1-1となっております。これまで前回の資料では発生例順に並べておりましたが、地域ごとにかなり状況が違ってまいりますので、市町村ごとに並べ替えてお示ししております。

最初に、1ページの上のほうに日向、都城、宮崎ということで、ワクチン接種区域外で発生した事例が出てまいります。これらについては先ほど局長から御紹介させていただいたとおり、発生の疑いがある、翌日には殺処分完了、さらに翌日には埋却まで終わるといふことで、極めて短時間に処分しております。特に宮崎市では、1300頭規模の豚の発生ということであったわけですが、こちらにも集中した人員配置をして、同じように短期間で殺処分を完了するということをしております。幸いきょう現在まで、これらの農場の周辺において追加の発生、あるいは病性鑑定の報告は入っておりません。

その下に、えびの市も、それぞれ発生農場は4戸ということで、防疫対策をとって直ちに清浄化ということで、先日移動制限についても解除されたところです。

あとは川南町を中心とした発生から拡大した地域になるわけですが、木城町、西都市、都農町、新富町、高鍋町、そして川南町と並べております。特に木城町、西都市、都農町、新富町まではそれぞれ……。

1ページの日向市、都城市、宮崎市の資料で、殺処分の日付を御説明するのを誤りましたが、それぞれ殺処分自体は9日あるいは10日に終了してありまして、その埋却措置が終わったのが12日ということで、☆印がPCR確認時、下向きの▼印が殺処分完了日ですが、それぞれ☆印の2日後になってはいますが、これは表示の誤りで、実際には☆

印の翌日には完了しております。それぞれ1日ずれています。☆印の翌日には▼印が入って、死体の殺処分は完了している。汚染物品等埋却するのにまだ時間がかかりますので、その翌日にはすべての防疫措置を完了しているところです。

ワクチン接種地域関係の発生としては、木城、西都、都農、新富町では比較的短期間で殺処分等終了して、これまで確認された事例については、ほぼ防疫措置を完了しているところです。高鍋町と川南町については、高鍋町は4ページにございます。発生農場の一部と、あと川南町ですと発生農場が多いものですから複数ページにわたっておりますが、10ページに割と最近の発生事例について記載しております。こちらはまだ青になっておりませんで、埋却場所選定中であるとか、殺処分中であるとかということで、引き続き防疫措置の取り組みを進めているところであります。

ごらんいただくとわかりますとおり、殺処分、清浄化の措置自体はかなり進んでおりまして、大体9割を超えて汚染農場、いわゆる疑似患畜発生農場の処分については進んでいるところです。

こうした中で、ワクチン接種動物も殺処分することになっておるのですが、当然疑似患畜優先ということで、ワクチン接種動物のほうは殺処分はごく一部の形になっていますが、疑似患畜は、最近になって発生自体が落ち着いていることもありまして、かなり殺処分が追いついてきている状況であります。

発生事例について地図で示したのが11ページからの地図でございます。こちらは動物衛生研究所疫学研究チームの御協力をいただいて地図を作成しております。農場の位置については、宮崎県のほうから提供いただいたものです。

まずは都城市の発生が280例目ですが、その発生があった時点の発生地と移動制限区域、搬出制限区域を図示したものです。川南町を中心とした発生が、豚が赤いマーク、牛が紫のマークということでワクチン接種地域の中心に固まっておったわけですが、280例目の都城市の発生が、これだけ離れたところで突然確認されたところでありまして。後で詳しく御紹介しますが、都城市周辺はかなり牛、豚の飼養が盛んなところですが、その中では割と間があいたというか、密集度の低いところで280例目が認められております。

次のページをめくっていただくと、都城市の発生例のもう少し拡大したもの、10km、20kmの円が入るぐらいでお示ししております。御注意いただきたいのは、その発生農場は紫の中心ですが、南にちょっと下ると■■■■とあります。これは化製場です、

一番左のえびの市のところに、えびの市の発生事例のオレンジの丸がありますが、こちらについても先日清浄確認の完了をして、移動制限、搬出制限を解除しております。

15 ページは川南町地区の発生を示したものです。赤い丸が牛の発生、青い丸が豚の発生ですが、黒い丸については殺処分等の防疫措置が完了している部分です。ごらんいただくとわかるとおり、かなり発生事例は認められているものの、ほとんどの部分で防疫措置を完了して、あと幾つか発生農場を残しているところです。これらについては早急に防疫措置を完了することということで、政府を挙げて取り組みを進めているところがあります。

次のページが、先ほどの地図に入り切らない部分で、もうちょっと南だとお考えいただければいいのですが、高鍋町、新富町の発生事例についてのプロットでございます。新富町を見ていただくと黒い丸ばかりが残っているということで、かなり防疫措置が進んでいる状況ですが、高鍋町のほうは赤い丸がまだ幾つか残ってしまっていて、引き続き早急な防疫措置を進める必要があるところでもあります。

発生の状況、位置関係については以上のようなところで、1-3については、これまでの発生経緯、発生状況と殺処分、埋却等の防疫措置の実施状況をプロットしています。青い棒グラフが発生頭数で、4月の発生を見てから、5月いっぱいにかけてかなりの発生が認められました。農場ごとにプロットしていますので出入りが激しいのですが、5月17日1日に2万8000頭の発生が認められましたが、その後は、発生の青い棒グラフのほうは徐々に落ち着いてきている状況です。

一方で、赤い矢印が殺処分頭数、緑の矢印が埋却頭数で、赤と緑のほうは、発生がアクセルとすればブレーキのほうなのですが、これは5月中下旬から現在にかけてかなりの頭数を消化してきていて、最近では青い矢印のほうを超えてきている、ブレーキがかかってきているということです。

黒い折れ線グラフが、殺処分しなければならない疑似患畜の頭数、要は借金の部分で、殺さなければならない疑似患畜がどれだけ残っているかを示したものです。当初はふえる一方で、発生に殺処分が追いついていない状況だったのですが、5月下旬にそれが逆転して、減少の一途ということで、殺処分が完全に勝っている状態でございます。現在のところ3万頭弱を残して、これを早急に殺処分することとしております。

18 ページ以降は、ワクチン接種地域以外で、ここ最近確認された都城の事例以降の事例について詳細を若干御紹介したものです。

まず都城市 280 例目が、都城市での発生事例について示したものです。こちらの農場は黒毛の肥育農場で 208 頭飼養で、6月9日の朝に、1頭が舌を出して舌をもてあそんでいる。ほかの1頭も流涎がひどいということで獣医さんが呼ばれまして、家保が立ち入りした時点では、牛が3頭流涎している。口腔スワブ3検体等を取って動物衛生研究所の病性鑑定に出したわけですが、ここではスワブ材料と血液材料と両方でPCR陽性になりまして、また血液材料についても、3検体中1検体で抗体陽性が得られております。

疫学情報ですが、こちらの飼養管理者の■■■さんが骨折したということで、お手伝いが入りまして、そのお手伝いをしていた■■■さんが実家でも牛を飼っているということで、こちらは飼養管理者が同一であるということで、防疫指針に基づいて実家の繁殖牛農場、大きいところではありません、25頭だったのですが、こちらについては疑似患畜に該当するということで、臨床症状については立ち入り検査の結果、異常はなかったのですが、同居牛と同等ということで、疑似患畜として殺処分したところであります。

もう1人、手伝っていた方で■■■さんという方がいるのですが、こちらは飼養管理の手伝いではなくて、トラックを使った出荷の際の手伝いということで、飼養管理にまでは当たらないだろうと。実は■■■氏も実家で牛を飼っているのですが、こちらは疑似患畜までは当たらないけれども、疫学関連だということで経過観察をし、14日置いて抗体検査して清浄性を確認することにしております。

あとは牛の出荷とか飼料の関連、あるいは獣医師のほうでかなり関連農場が出てきておりますので、それぞれ疫学調査班で立ち入り検査等もしています。今のところ獣医師の関連で40戸程度関連農場が出てきましたが、聞き取りで臨床症状を聞き取った結果、いずれも異常が認められないということで、引き続き疫学関連農場の確認と調査を進めているところであります。

当該農場の農場概要を示したのが20ページでございます。肥育農場ということで畜舎はこの程度あるわけですが、真ん中辺で異常が認められて、特に動線から何かを言うのは難しいのかなというところです。

21ページには航空写真を載せております。一番上の黄色いピンが280例目の■■■■です。周りは山で、川をはさんで向かいに養豚農場がございますが、ここにちょこちょこ農場が固まっているところで、あとは民家もありませんし、畜舎自体もそれほど集中している状況ではございません。こんな状況でしたので、周りの農場で異常がないか

わかりましたので、これも立ち入り検査を行いました。この繁殖和牛を飼っている場所が、小規模なんですけど、畜産団地という形で別の2戸の飼養管理されている農場と同じ敷地内、言ってみれば1個の農場を3人で管理しているような状態でしたので、自宅の繁殖和牛5頭と、加えてそこの農場とほぼ同じ農場と言える牛を含めた15頭について、これも同一飼養管理者の牛ということで疑似患畜に該当しまして、昨日殺処分をしたところでありまして。殺処分時の臨床検査では異常は認められておりません。

こちらの見取り図を26ページに示しています。真ん中の牛舎で臨床症状が認められたということで、動線との関連はやや不明ということなんです。

27ページに航空写真を載せております。こちらにも周りに何も無い状況で、なぜここで発生したのかというのは、今後の疫学調査の結果が待たれるところでありまして。

次に、事例の紹介として最後になりますが、宮崎市のほうで確認された事例です。29ページに航空写真を載せておりますが、宮崎市内ということで町なかでの発生になっております。1300頭飼養の養豚農場で、6月10日に数頭の離乳豚の後肢に水疱がある。肉豚の一部にも動きのおかしいものがあるということで、家保が立ち入りを行いまして、3頭の豚に水疱を確認。かなりきれいな新しい水疱だったのですが、スワブ3検体、血液3検体を取りまして、動衛研で精密検査を実施したところ、3検体中3検体でPCR陽性、3検体中2検体で抗体陽性で、抗体価は90倍の181倍になっております。こちらの農場は農家さんの状況もありまして、疫学調査のデータがやや少ないのですが、航空写真等をお示ししております。

個別の事例については、以上でございます。

私からの説明は以上でございます。

○川田補佐 私のほうから、資料は36ページになりますが、ウイルス感染時期の推定ということで資料を御説明させていただきます。

まずウイルス感染時期の推定につきましては、前回の委員会でも資料を提出しておりますが、抗体検査の結果がかなり積み上がってまいりましたので、そういったものも加味した上で、今後感染疫学調査チームのほうで検討いただく際のたたき台という形で、今我々のほうで整理しているものでございます。

基本的な推定の仕方として大きな変更はないのですが、ざっと御説明させていただきます。上のほうに若干字が細かくて恐縮ですが、黄色い四角がウイルス感染推定時期、それから緑色のラインは聞き取り調査に基づく初発症日、赤い部分は家保による立ち入

り日、家保が確認した日、ブルーのラインは消毒完了日ということで設定しております。

ウイルス感染推定時期の考え方については、発症が確認された2ないし8日前が牛の場合、豚の場合では4ないし12日前、これを一応感染時期と推定する。

2番目に、PCRがプラスで、かつ抗体がマイナスの症例については、発症直前に感染した可能性が高いという推定のもとに、発症が確認された2ないし4日前が牛の場合、豚の場合は4ないし6日前、これを感染時期と推定する。

3番目の考え方として、抗体価が256倍以上の場合、そのような検体が1検体でも確認された場合は、抗体価のピークの時期に発見されたという想定をしまして、発症が確認された牛の場合は15ないし20日前、豚の場合は7ないし12日前を侵入日と推定しております。それから、牛については無症状の個体で抗体のみが確認された場合には、発症が確認される数カ月前に感染していたのではないかと。免疫を獲得している可能性があるという推定のもとに考えております。

そのような考え方で、PCRの検査結果、それから抗体価の数字等を加味して推定したのが、36ページから記載しております表になっております。

36ページについては、初発の1例目から8例目まで、主に都農、川南における1例目から8例目までということで推定を書いております。6例目、皆さん注目のある水牛農家については、水牛農家は2段になっていますが、上の段が家保による確認ということで、4月22日ということがございます。聞き取りによって、3月末に症状があったということが確認されておりますので、緑のラインが前方、つまり3月26日のところに来るのではないかとということから、推定するウイルス侵入時期はかなり前だったのではないかと推定をしております。

37ページ、これは高鍋町における一連の発生を同じような考え方で整理してみたものがございます。特に薄い紫色で書いてあるのは養豚経営の場合、白いものは肥育牛であったり、酪農であったり、繁殖であったりということを書いてございます。

それから、38ページについては新富町での事例を整理したもの、39ページは木城町、西都市、都城市、日向市、宮崎市を整理したものでございます。特に直近の発生事例で、ワクチン接種地域以外の発生であります、先ほど御説明のありました280例目、283例目、284例目、285例目等については色で網かけして強調してございますが、このような形になっています。中には抗体検査結果が上がってきていないものもありますので、これらの結果がそろった時点で、再度この表については修正をかけて、そのような段階で疫学

調査チームのほうでも御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋崎補佐 続きまして、資料1-6、41ページになります。

冒頭、消費・安全局長からも御紹介がありましたように、ワクチン接種については5月22日から開始しまして、大体5月26日ぐらいにはほとんど終わっています。この表に載っているように、戸数で言うと1020戸、頭数で言うと12万5547頭に接種が済んでおります。接種率でいくと99.98%、ほとんどの対象家畜に対してワクチン接種が済んでおります。

次に42ページ、4月20日から6月12日までの発生件数の推移が示してあります。5月22日から5月26日ぐらいにワクチンを打って、その後しばらく発生はあるのですが、6月3日ぐらいから5件、6月4日、5日と2件、3件というふうには、ちょうどワクチン接種が終了してから1週間以上たった時点から、発生件数が減ってきているのがうかがえます。

次に45ページになりますが、これはワクチンを打った日にちと、打った農家の中で発生が見られたものの関係を示したものです。牛の場合、おおむね1週間ぐらいでワクチンが効いてくるだろう、豚の場合は2週間ぐらいでワクチンが効いてくるだろうという仮定に基づいて、このワクチンを打った日にちから牛では1週間、豚では2週間後に当たるところを階段状で紫色にしたものです。牛で言うとワクチンを打った日から、白いところはワクチン効果が出ていないから発生してもしょうがないけれども、紫のところは多分ワクチンが効いているのだからけれども、出てしまっている農家の戸数という表になります。これを見ますとほとんどのものが白いところに入ってきますので、ワクチンを打ったけれども、ワクチンの効果が出ていないところでの発生であって、一部ワクチンの効果があるけれども、出てしまっているところがあるという表の見方になります。ほとんどのものが、まだワクチンの効果が出ていない時期での発生例だというのがわかります。

2ページ戻っていただきまして43ページですが、これは実際にワクチンを打った後、1週間、7日から8日ぐらいたった後に血液を取りまして、その血液の中のELISA抗体を調べたものでございます。肥育牛が2軒、20頭調べました。酪農も2軒、合計20頭調べて、豚も2軒で合計20頭調べました。

肥育牛については、それぞれ5月24日にワクチンを打ちまして、6月2日に血液を取

って調べたということですが、32倍未満だったものは4頭いましたが、362倍以上振り切っているものが3頭おりました、それ以外のものは、大体これぐらいの抗体価を持っていたという形になっています。

それから、酪農についても20頭調べていますが、32倍未満のものは1頭だけでありまして、11頭は逆に362倍を振り切っておりまして、かなり抗体価のテイクがよかったという感じになっています。

豚ですが、次のページに2つにまたがっています。豚は牛に比べてテイク率が悪いようございまして、4頭が32倍未満でありまして、362倍を超えているものは2頭しかありませんでした。

こういった結果がありましたが、たった1週間ぐらいですが、おおむね抗体価はテイクしている形が見られております。したがって、先ほどのワクチンを打った後1週間を超えたぐらいから発生件数が減ってきている。それから、今言った抗体価、ELISA抗体を1週間後に調べたものについてはおおむねテイクしているところから、今回接種したワクチンについては効果が発揮できているのではないかと考えられます。

以上でございます。

○田原委員長 議題1の説明は全部終わったようですので、ここで委員の皆さん方の御質問、御意見等がございましたらお願いします。

○明石委員

○川田補佐

○明石委員

○川島動物衛生課長

○明石委員 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[Redacted text block]

○明石委員

[Redacted text block]

○山本補佐

[Redacted text block]

○田原委員長

[Redacted text block]

○寺門委員

[Redacted text block]

○山本補佐

[Redacted text block]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

○川田補佐 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○川田補佐 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川田補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川田補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○津田委員 [Redacted]
[Redacted]

○川田補佐 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○津田委員 [Redacted]
○川田補佐 [Redacted]
○川島動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○津田委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○津田委員 [Redacted]
○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○伏見国内防疫調整官 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○佐藤委員 [Redacted]

[Redacted]

○嶋崎補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○佐藤委員 [Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]
[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○寺門委員

○田原委員長 ほかにございませんか。

(2) 今後の防疫対応について

○田原委員長 なければ、御質問も次の議題との関連がある御質問に移っているようですので、「今後の防疫対応について」ということで説明をお願いします。

○山本補佐 めくっていただくとページ番号が1回1に戻りまして、資料2-1からになります。順に、今後の防疫のやり方について御相談したいということを御説明したいと思います。

まず1つは、発生農場周辺の清浄性確認の強化についてという件でございます。現在、発生農場の確認時には、直ちに疫学調査を行って、飼養管理者が共通している農場については、同一の農場に近いということで、すべて疑似患畜として殺処分しております。また、獣医師、飼料運搬車等が共通している疫学関連農場は、立ち入り検査を行う、あるいは聞き取り調査を実施するというので、清浄性を確認して、その関連性が強い農場については、14日経過後、抗体検査で清浄性を確認する枠組みになっております。

今回、口蹄疫の症状は割とはっきりしているということで、これで問題なかろうということを進めているところです。そういう意味からすると、周辺農場半径5km程度については、今回の都城の事例については、電話による聞き取りで清浄性を確認しているということです。

一方で、ワクチン接種後に最近確認されました、具体的には都城と宮崎市については、発生地域から離れたところで突然発生が確認されて、疫学調査で侵入源、はっきり言うと川南との関連がいま一つはっきりしないという状況であります。

こうした状況で、これまでの取り組みを行うのですが、念のため周辺農場で本当に浸潤がないか確認する必要があるだろうということで、ごく近隣の農場については、臨床症状で異常がないことを確認するだけでなく、臨床症状で異常がない場合でも採材

を行って、これは血液もスワブも取るということですが、抽出検査で10頭ばかり採材して、PCRと抗体ELISAで感染がないことを確認しようということを考えております。

実際に今回、都城市の発生事例について取り組みの状況をお示ししたのは2ページ目ですが、対象戸数は発生農場からおおむね1km以内と書いておりますが、その向かいのページをごらんいただくと、汚いメモがついていて恐縮ですが、発生農場が一番上の黄色いピンがついているところです。この集落の中に幾つか畜産農場が牛も豚もちょこちょこあって、これとまた少し離れたところに数戸あるということで、合計8戸11農場について採材を行いました。この際、向かいが大きな川が流れておりまして、ここはかなり離れないと行き来できないということで、向かいに大きな養豚場があるのですが、こちらについては採材をしておりません。

この近傍の8戸11農場について、1農場当たり採材10検体を採材し、方法としては、異常はないのですが、鼻をぬぐってぬぐい液のPCR検査と血液を採材して抗体ELISA検査を実施する。昨日採材して、今後動物衛生研究所で検査を実施することになっているところであります。

感染すれば発症するという状況の中で、発症していない動物から取ることについては、取れなくて当たり前と言えれば当たり前になってしまうのですが、それでも関連が明らかにならない中で、できることはやっぴいこうという形で、こういった取り組みをしているところであります。

防疫措置については、次にお示ししてありますが、4ページから始まる通知文書でございます。これは何をやっているかということ、今般宮崎県の発生事例で、初動が大事であるということ、早期の防疫措置が必要だということで種々教訓が得られたところですので、今後万が一他県で発生した場合に、できるだけ早く措置がとれるように、その取り組みにおいて留意すべき事項を衛生課長名で、全国の都道府県の担当部局あてに通知をしたものです。

その趣旨は何かというと、通知をそのまま載せておりますので字数が多くて恐縮ですが、1つには異常畜がいて立ち入り検査をした際には、写真を撮ってきていただいて、写真で、明らかにこれは口蹄疫であろう。複数頭数発症が認められるという条件から、精密検査のPCRとか抗体検査の結果を待つべきではない。早く措置をとる必要があると判断された場合には、既に宮崎県でもそのように取り組んでいるところなのですが、

精密検査の結果を待たずに防疫措置を開始するという点について、都道府県に周知するというのが1つ大きな主眼になっております。

これはめったやたらにということではなくて、実際には各都道府県から、口蹄疫を疑う事例ということで検査依頼がちょこちょこ上がっているのですが、そうした事例の多くは、例えば口腔内に発赤があるだけとか、1頭が発熱しているだけとか、強く口蹄疫を疑う事例ということではありませんので、そういった場合には当然精密検査の結果を待って防疫措置を開始する。そうではなくて今宮崎で確認されているような、複数頭で明らかに口蹄疫を疑うようなびらんがある場合には、この状況で精密検査の結果を待つべきではないだろうということで、もちろん動物衛生研究所と都道府県と連携をとって協議した上ですけれども、その必要性があると認められた場合は、その時点で殺処分等を開始しようということになります。

あわせて、防疫措置の実施時には小動物による病原体の散逸のおそれがあるので、消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を同時に適用するとか、埋却地を事前に用意しておくとか、消毒ポイントにおいては一般車両も含めた消毒の徹底を図るとか、防疫措置、殺処分等の作業をしている場合には、そこからの蔓延防止、消毒も含めて、あるいは作業者のバイオセキュリティの確保といった点についても徹底するように、改めてあわせて通知しているものであります。

もう1つの取り組みは7ページになりますが、こちらはワクチン接種農場の飼料と排泄物の取り扱いについてお示ししたものであります。ちょっと読ませていただきますと、ワクチン接種の有無に限らず、疑似患畜が確認された農場、これはワクチン接種農場でも発症畜が認められることは当然ありますので、ワクチン接種の有無に限らず、疑似患畜が確認された農場の排泄物、敷料、飼料、生乳、精液等、これらは種々ございますので、「排泄物等」とさせていただきます。これらは当然感染動物の病原体によって汚染し、また汚染した可能性があるということで、家畜伝染病予防法の枠組みの中では「汚染物品」と言っているのですが、汚染物品として、法に基づき病原体を不活化するための埋却、焼却、消毒といった措置をとることが義務づけられております。

一方で、今回のワクチン接種によって出てくる口蹄疫の発生が確認されていない、ワクチンだけ打った農場の排泄物等については、当然家伝法に基づく汚染物品には該当しないこととなります。法に基づく焼却、埋却等の義務は発生しないことにはなるのですが、ワクチン接種ではウイルスへの感染を完全に防ぐことはできないということ、また、ワ

ワクチン接種をした結果、感染していても発症が明らかでなくなってしまう。あるいは、まばらな発生になってしまうことが起こりますので、たとえワクチン接種農場で発症豚が認められていない、いわゆる発生農場になっていない状況であっても、こうした農場でウイルスの侵入が起こっていないと断定することはできないだろうということで、こうした発生農場になっていないワクチン接種農場の排泄物等についても、念のため病原体の不活化に必要な措置を行う必要があるだろう。具体的には、疑似患畜のいわゆる発生農場で求められているような汚染物品に対する措置に倣って、一定の不活化措置を行っていく必要があるだろうと考えております。

具体的な処理の方法については、当然飼料、糞便、敷料といった物について、同じ糞便であっても堆肥舎にあるのか、スラリーの中に入ってしまったのか、そういった状況によっても具体的に異なってきますので、これらに必要な具体的な方法については、その合理性あるいはウイルスの不活化という点での有効性を両方考慮して検討していく必要がありますので、今後専門家の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

後ろをめぐっていただくと参考条文を載せております。特に下の※印、「指針抜粋」と書いてありますが、こちらは口蹄疫の防疫指針を抜粋したものです。そこに3の(6)ということで汚染物品の処理が決められているのですが、これは発生農場の汚染物品の処理の仕方を定められたものです。

例えばウのところについては、家畜の排泄物及び排泄物を含む敷料等は、焼却または埋却を原則としているのですが、これが困難な場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する。いわゆる発酵消毒という道も認められております。

同じような考え方で、飼料、乾草、わらといったものについても、感染源でないことが確実に判断できるものについては、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場で利用を認めることとするということが認められております。要するに埋却、焼却といった措置に加えて、発酵消毒等の選択肢も残されておりますので、こういったものがどこまで適用可能か、安全性も踏まえて今後検討してまいりたいということでもあります。

実は埋却、消毒の方法については、家畜伝染病予防法にもある程度定めがありまして、9ページ以降が、家畜伝染病予防法施行規則に規定されている処理の方法を若干御紹介したものであります。特に、死体の焼却とか埋却とかはいいのですが、11ページの一番

最後のコラムに発酵消毒というものがございます。この発酵消毒の対象は、糞で汚染したおそれのあるような敷わらが対象になっているのですが、幅1mで溝を掘って消石灰を加えたり敷わらをまぜたりということで定めはあるのですが、実際に余り現実的な方法ではないところもあるものですから、こういったものと同等の有効性が得られるだろうという方法について、今後専門家の意見を聞いて、実行可能な方法を模索してまいりたいと考えております。

12 ページからは、と畜場の再開についてであります。実は既に川南地区の発生に伴って、XXXXXXXXXXが移動制限区域内に入りまして、そちらについては、ここに示している通知、5月20日付の通知で、宮崎県との間で詳しい条件等について協議を行って、解除を認めてきております。

どういった条件かという、13 ページ以降が具体的に宮崎県が定めたと畜場再開に当たっての条件ですが、例えば車両の出入りの際には、入るとき2回、出るとき2回必ず消毒するとか、出て行くときには空っぽにして、荷台も全部消毒してください。あるいは農場側の要件としては、出荷の際には必ず家畜防疫員が立ち入り検査を行って、出荷する家畜と現時点で飼養されている家畜で口蹄疫を疑うような症状がないことを、そのたびごとに確認した上で、出荷することになっております。

また、運搬に当たっては、液体の漏洩も含めて荷台をシート等で被覆するということで、輸送中の散逸防止措置をとって、かつコースは家畜がいないルートを事前に決めて、そこを確実に通ってください。車両消毒ポイントがあれば、必ずそこを通ることというのが条件の概要であります。

その際には、16 ページをごらんいただくと、制限区域からの搬入に当たっての確認事項という表がありますが、こういったチェックリストを使って、家畜防疫員あるいは代行者たる都道府県が認めた獣医師がその都度チェックして、これを持ってきた家畜でなければ処理を認めない。

17 ページには、移動の際にちゃんとチェックポイントを通りましたということをチェックする様式になっております。

今お示ししたのはXXXXXXXXXXの再開の通知なのですが、13 ページに戻っていただくと、手書きで恐縮ですが、XXXXXXXXXXの再開に当たっては、工場から5km以内に発生があった場合には、再協議することを追加と書いてあります。これはどういうことかという、実際のと畜場の再開については既に防疫指針の定めがあるのですが、

その際の要件として、規制の開始から21日間は例外を設けないという条項がございます。これは21日間を待って、移動制限区域内でどの程度浸潤があるのかというのが判明した後で、そういった例外措置を設けようという趣旨であります。

そういう趣旨の上で、発生農場から5km圏内のと畜場は再開しないようにという規定を設けられておりますので、今般非常に発生が限定的であろうという中で、
 については、再開を現時点で認めるけれども、工場から5km以内に発生があった場合には、直ちに再協議をして、操業の停止か追加的な措置の導入について協議した上で、改めて必要な要件を定めるという形で認めてまいりたいと考えています。

最後になりますが、23ページには、ワクチン接種家畜の移動制限区域外化製処理場における処理について。タイトル自体が長くて恐縮ですが、何かというと、ワクチン接種が先ほど御紹介のとおり99%を超えてきておりまして、殺処分の方は発生農場優先ということで処理していますので、現時点でワクチン接種家畜であって発生のない、いわゆるワクチンだけ打ったきれいな農場の措置は、ほぼ手つかずの状態であります。今後これらの家畜を処理していくことが課題になってくるわけですが、基本的には発生農場と同様に埋却ということになるのですが、それ以外の選択肢を用意することによって、できるだけ迅速に処理を進めていこうという観点から、ワクチン接種家畜を適当な方法で化製処理場に運搬できないかという内容でございます。

「化製処理場」と言っているのは、都城の発生の事例で御紹介しました、22ページにちょうど都城の拡大図がありますので、ここで御紹介すると、 が今回想定している処理先の化製処理場であります。ここでの発生はつい最近でしたので、今は移動制限区域内に入っていますが、今回示した資料を検討している段階で、まだ移動制限区域に入っていなかったこともありまして、実際の操業というか、これを実際に行うに当たっては、川南の移動制限区域内のワクチン接種区域内のワクチン接種動物を搬出制限区域、10km、20kmの範囲も超えて、その外側にある化製処理場に運搬することになります。これは防疫措置の観点からかなり課題が多いことになりますので、事前に各委員にもメール等で御意見を伺ったところですが、まず生体で動かすのは到底認められないだろうということと、もしやるのであれば、やむを得ない場合に限って、かつ輸送方法については嚴重に注意する必要があるという御意見もいただいたところであります。

実際にワクチン接種家畜を化製処理場に運ぶ方法について、すぐ取り組みたいと考えているわけではありませんが、当然移動経路、あるいは化製処理場の周辺住民、あるい

は化製処理場利用者等の理解を得ることが条件になりますが、その取り組みの可能性の1つとして今ここで御紹介しているものです。

内容について御紹介させていただきますと、まずワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点からやむを得ない場合に限って、移動制限区域外の化製処理場に搬出し処理することを検討する。ただし、化製処理場の利用に当たっては、移動経路や周辺住民、化製処理場の他の利用者の理解が大前提であるということで整理しております。

その下には、これを認めるに当たっての条件を整理しておりますが、移動前としては、まずワクチンがきちっとテイクされていること。臨床症状確認を行って異常が認められない農場、特に区分され飼養されている場合には、全く異常がない畜舎であれば、それは認めようということです。生体での搬出を行わずに移動制限区域内で殺処分をした後に、移動制限区域から搬出する。これはどういうことかということ、移動制限区域内に共同殺処分場のようなものを設けて、生きた状態で移動制限区域内の殺処分場に牛を運んで、そこで殺処分した後、死体の状態でなら化製処理場まで運ぶことも可能ではないかと考えております。

その死体の運搬の方法ですけれども、死体は死体収容容器に収容して、密閉と言えるような輸送車両に積載して、ウイルスの飛散・漏出防止を徹底する。当然運び出す際も、その都度輸送車両全体を消毒することを要件と考えています。

移動中については、各消毒ポイントで消毒を徹底するということと、畜産農家の少ない輸送ルートを通る。あとは各消毒ポイントで通過の確認を文書でとるという形で、適切な措置が徹底されていることを担保していきたいと考えております。

また、移動後、化製処理場での取り扱いについては、入り口でももちろん消毒を実施するとともに、ほかの処理案件のもの、他県のもの、清浄なものとは別の時間帯に処理することにして、作業開始から作業終了までは家畜防疫員が立ち会う。処理に当たっては、化製処理場自体を汚染してはなりませんので、運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰めるということで、汚染拡大を最小限にした上で、投入口の消毒、輸送車両の内部、外部を作業終了後も消毒を徹底することで、特に必要があれば、こういった形の対応についても選択肢の1つとできないかと考えております。

こちらからの説明は以上です。

○田原委員長 ただいまの議題で御意見等、お願いします。

○清水委員

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○清水委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

[Redacted text block]

○山本補佐

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○田原委員長

[Redacted text block]

○清水委員

[Redacted text block]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○清水委員 [Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

○清水委員 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○清水委員 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○佐藤委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]
○岡部委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

[Redacted]

○平尾消費・安全局長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○平尾消費・安全局長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○平尾消費・安全局長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

○伏見国内防疫調整官 [Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○伏見国内防疫調整官 [redacted]

○山本補佐 [redacted]

○姫田総務課長 [redacted]
[redacted]

○山本補佐 [redacted]

[redacted]
[redacted]

○姫田総務課長 [redacted]
[redacted]

○田原委員長 [redacted]

○山本補佐 [redacted]
[redacted]

○田原委員長 [redacted]

○姫田総務課長 [redacted]

[redacted]
[redacted]

○田原委員長 [redacted]

○姫田総務課長 [redacted]

○田原委員長 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

○川島動物衛生課長 [redacted]

- 山本補佐 [REDACTED]
- 川島動物衛生課長 [REDACTED]
- 伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
[REDACTED]
- 津田委員 [REDACTED]
- 伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
- 津田委員 [REDACTED]
- 山本補佐 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
- 田原委員長 [REDACTED]
- 清水委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 山本補佐 [REDACTED]
[REDACTED]
- 田原委員長 [REDACTED]
- 津田委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○嶋崎補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○明石委員 [Redacted]
[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○明石委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○明石委員 [Redacted]
[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]

○明石委員 [Redacted]

○清水委員 [Redacted]

[Redacted]

○明石委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○川島動物衛生課長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○姫田総務課長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○伏見国内防疫調整官 お手元にある概要を読み上げさせていただきます。

1番として、宮崎県における口蹄疫発生について

これまでの発生農場は、えびの市での4例を除きすべて川南町を中心とした移動制限区域内にあったが、6月9日に都城市において、また6月10日に宮崎市、西都市及び日向市においてワクチン接種区域外に、それぞれ発生が確認された。

2番目、今後の防疫対応について

(1) 川南町を中心とした移動制限区域内には、ワクチン接種後に疑似患畜となったものがあり、これを含め約3万頭の疑似患畜が残っていることから、これらが新たな感染源とならないよう、豚を優先し、早急に殺処分・埋却等の防疫措置を完了する必要がある。また、ワクチンを接種した家畜についても迅速かつ計画的に淘汰すべき。

(2) 5月22日から接種したワクチンについては、接種1週間後に牛豚で抗体価の上昇が確認されており、ワクチンが効果を発揮しているものと考えられる。

(3) ワクチンは、感染拡大を遅らせる効果はあるが、完全な感染防御はできないことから、感染拡大を防止するため引き続き農場、車両（一般車両含む）、機材、防疫作業従事者及び農場関係者等の消毒を徹底することが重要。

(4) 都城市、宮崎市、西都市及び日向市での発生に係る感染経路究明については、人や車両の動き等の疫学関連情報を収集・分析する必要がある。防疫対応については、異常牛の確認後速やかに殺処分・埋却等が完了している。えびの地域が早期の殺処分を実施し限局的な発生に止まったことを踏まえれば、当面、早期摘発・早期淘汰を徹底することにより清浄化を進めることが妥当。

(5) 都城市及び日向市での発生に伴い新たに設定された移動制限区域内に位置すると畜場については、家畜防疫員の立ち会いのもと、出荷前の家畜防疫員による健康確認や輸送時の消毒の徹底等移動制限区域内のと畜場における蔓延防止に十分な措置を課した上で再開を認めることとして差し支えない。

(6) ワクチン接種農場における飼料及び排泄物等の取り扱いについては、当該農場がウイルスに汚染しているおそれが否定できないことから、発生農場のものと同様に病原体の不活化に必要な措置を講ずる必要がある。

(7) 発生農場周辺の清浄性確認については、従来の農場からの異常畜の通報による方法に加えて、近隣の農場及び大規模肉用肥育農場については——肉用牛肥育農場ですね。肉用牛肥育農場については、それぞれ念のため抽出検体について精密検査及び臨床検査

を実施することを検討すること。

(8) ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、これを移動制限区域外の化製処理場で処理する場合には、家畜防疫員の立ち会いのもと、輸送前の健康確認後殺処分し、輸送前後の消毒の徹底等ウイルスの拡散防止の徹底を図ることが前提。

以上でございます。

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○田原委員長、委員の先生方、ほかによろしいですか。

それでは、少し時間を超過しましたがけれども、事務局のほうにお返しします。

○伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

本日の委員会のほうは終了させていただきますが、議事の終了に当たりまして、最後に動物衛生課長のほうからごあいさつをお願いします。

○川島動物衛生課長 2時からということで3時間にわたりまして、熱心に御意見いただきましてありがとうございました。まだまだ気を抜けない状態で、我々もしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしく御指導をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会